

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	加田町 (加田東、加田西、加田南、加田北)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

加田町内における農業者の高齢化や、大規模経営の入り耕作者の後継者問題も今後重要な課題であり、新規就農者の育成・支援が重要になってくる。
また、圃場整備のできていない白地農地の維持管理も、今後大きな課題であり『加田地域の農業を守る会』が中心となって、耕作放棄地を出さないような活動を、継続的に取り組んでいく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲・麦・大豆の土地利用型農業を維持し、施設園芸の新規就農者の育成・支援が重要になってくる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	114.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	107.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落外営農組織や中規模農業者とも連携していくことで、加田町内の農地のみならず、隣接するほ場においても交換分合の対象とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
広域的でより実効性の高い農地利用調整を、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借契約を積極的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の育成・支援が重要になってくる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--